

西日本地域における ICT を利活用した
協働教育の推進に関する調査研究に係る
請負

Research for promotion of collaborative education
between students using ICT in western Japan

仕 様 書

【目次】

1 件名	1
2 適用範囲	1
3 目的・背景	1
4 調査研究内容	1
4.1 実証環境の構築	1
4.1.1 実証フィールドの選定	1
4.1.2 ICT環境の構築	2
4.1.2.1 基本的事項	2
4.1.2.2 システム機能仕様	3
4.2 調査研究項目	3
4.2.1 協働教育に係るICT環境の構築に関する調査	3
4.2.1.1 ICT環境の構築に際しての課題の抽出・分析	4
4.2.1.2 利活用に関しての情報通信技術面等の課題の抽出・分析	4
4.2.1.3 導入・運用に係るコストや体制に関する課題の抽出・分析	5
4.2.2 ICTを利活用した協働教育の実証	5
4.2.2.1 ICT利活用方策の分析	5
4.2.2.2 協働教育プラットフォームの分析	6
4.2.3 将来に向けたICT利活用推進方策の検討	6
4.3 調査研究結果の取りまとめ等	7
4.3.1 報告書の作成	7
4.3.2 ガイドライン（手引書）作成への参画	7
4.3.3 映像資料の記録	7
4.3.4 有識者研究会への参画等	7
5 納入	7
5.1 請負期間	7
5.2 納入期限	7
5.3 納入場所	8
5.4 納入成果物	8
6 入札者に求める要件	8
6.1 要件の概要	8
6.2 要件の詳細	8
7 検査	9
8 関係法令に定める規定の遵守	9
9 その他	9
9.1 実施計画書	9
9.2 届出	9
9.3 関係者との調整等	9
9.4 知的財産権等	10
9.5 疑義等	10

1 件名

西日本地域におけるICTを利活用した協働教育の推進に関する調査研究

2 適用範囲

本仕様書は、総務省が実施する西日本地域におけるICTを利活用した協働教育の推進に関する調査研究に係る請負業務について規定する。

3 目的・背景

我が国は世界最先端のブロードバンド環境を備えているにも関わらず、そのインフラの利活用が十分に進んでいない。特に、教育分野においては、ICTの利活用により、双方向性が高まり授業の展開に動きが生じ、児童生徒が主体的に授業に参加するようになり、授業への意欲・関心や知識・理解が高まることが指摘され、特に初等中等教育において、学力の向上が指摘されていることから、利活用を推進していくことが強く求められる。加えて、現代社会のあらゆる場面で情報化が急速に進展していく中で、児童生徒が情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための資質（「情報活用能力」）の向上が求められているところ。

これらの状況を踏まえ、本調査研究は、学校現場でICTを効果的に利活用し、児童がお互いに学び合い、教え合う「協働教育」を推進していくことを目的とする。

4 調査研究内容

以下により、西日本地域におけるICTを利活用した協働教育の推進に関する調査研究を実施する。なお、実施に当たっては、情報流通行政局情報通信利用促進課（TEL：03-5253-5685 以下「主管課」という。）と協議の上、実施するものとする。

4.1 実証環境の構築

ICTを利活用した協働教育を実践するためのICT環境を構築の上、学校現場における協働教育を推進していく上での情報通信技術面等を中心とした課題を抽出・分析するための実証を行う。

4.1.1 実証フィールドの選定

実証を行うフィールドについては、児童数、地域のネットワークの整備状況、校舎の形状、地理的条件等ICT環境に影響を及ぼすと考えられる諸条件を踏まえ、西日本地域^(※1)より、実証フィールドとして5校^(※2)の公立小学校を選定すること。なお、実証フィールドの選定に当たっては、以下の点に留意すること。

※1 東海地方（愛知県・岐阜県・静岡県・三重県）、近畿地方（大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県）、中国地方（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）、四国地方（徳島県・香川県・愛媛県・高知県）、九州地方（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県）、沖縄県

※2 過疎・離島地域の公立小学校を対象とする場合は、その規模にかんがみ、複数校を一つの実証フィールドとして選定することを可能とする。

- ・ ICTを利活用した協働教育の普及の観点から、特段の理由がない限り、近接する府県から多数の実証フィールドを選定したり、一の府県から複数の実証フィールドを選定したりする等、特定地域への偏りが生じないように選定すること。また、地域の多様性や対照性を考慮し、請負者が調査研究の効果が高いと考えられる実証フィールドを選定することとし、実証フィールドには、原則として、四国地方及び九州地方の公立小学校を含めること。
- ・ 実証フィールドの規模や児童数については、5箇所の実証フィールド全体としてのバランスに留意し、大規模校から小規模校までを含んだ選定を行うこととし、小規模校に偏ることがないようにすること（標準的な規模の小学校の児童数は320人程度と想定。選定を行う際には、標準的な規模を踏まえた上でのバランスに留意すること。）。
- ・ 実際の実証フィールドは、契約後、主管課と協議の上確定することとする。

4.1.2 ICT環境の構築

4.1.2.1 基本的事項

実証の実施に当たっては、基本的事項として以下の点に留意し、電源やタブレットPCの充電保管庫の確保等を含め、4.2に規定する調査研究項目を支障なく実施する上で、効果的かつ効率的なICT環境を構築すること。

- ・ 実証フィールドにおいては、全児童、全学級担任に1人1台のタブレットPCと全普通教室にインタラクティブ・ホワイト・ボードを配備すること。
- ・ 実証フィールドにおいて、校舎内外で通信を行うことが可能な無線LAN環境を構築すること。
- ・ 学校ポータルサイトや無線小型端末等を活用して学校と家庭との間の連携を図るための環境を整備すること。
- ・ クラウド・コンピューティング技術を活用した協働教育プラットフォーム^(※)を構築し、効率的なネットワーク運用を図ること。

※ 協働教育プラットフォーム（将来的なイメージ）

各学校が個別に開設しているポータルサイトやメーリングシステム、校務支援システム、学校評価システム等の統合、デジタル教材（教科書）等の管理・共用、ICTサポート（ICT機器の操作支援や障害時の対応等ヘルプデスク機能、ウイルスパターンファイルの更新などセキュリティ対策等）の集中化を可能とする共有プラットフォームを想定。協働教育プラットフォームにより、各学校が自前のシステムを持たず、システムの利用・管理費用を安価に抑えることが可能となる。また、デジタル教材（教科書）等の一元管理を進めることによって、教育現場での有効活用、知見の共有化が図られることを想定するもの。

- ・ 実証において、児童の個人情報等の重要情報を扱うことを想定し、不正アクセス、情報漏洩、コンピューターウイルス等の様々な情報セキュリティ課題について、適切な対策を講ずること。また、児童のインターネット利用も想定し、適切なフィルタリング対策を講ずること。
- ・ 実証期間中は、各実証フィールドでの実証の実施のサポートを専任とする支援員1名以上を配置することとし、実証期間中の支援員同士の情報共有を実施するなど、十分な授業支援体制を構築すること。

4.1.2.2 システム機能仕様

ICT環境の構築に当たっては、4.1.2.1 基本的事項及び4.2 調査研究項目を踏まえ、本調査研究における実証を効果的かつ効率的に行うために必要と判断される機能や仕様に適合するICT機器、ネットワーク、その他の環境を請負者において準備すること（既の実証フィールドに配備されているものを活用する場合を除く。）。

なお、タブレットPC、インタラクティブ・ホワイト・ボード、無線LAN環境については、特に以下の点に留意すること。

- ・ タブレットPCについては、
 - － 児童が利用することを考慮した大きさ、重量であること。また、児童が利用することを想定した耐衝撃性を備えていること。
 - － タッチパネルによる入力操作を安定して行うことが可能であること。
 - － 無線LANを介した通信が可能であること。
 - － 画面は児童が文字や図表を容易に判読することができ、複数の児童で1台のタブレットPCを見ることを想定した、協働教育に相応しい大きさであること（デジタル教材等を表示するのに相応しい解像度を備えていること）。
 - － 日本語に対応していること。
 - － 実証に必要なアプリケーション、ソフトウェア、デジタル教材等が正常に動作すること。
 - － コンセントに接続していない状態で、連続した授業で駆動可能な内蔵電源を備えていること。
 - － 学級担任用は、複数の児童の学習状況を把握することを想定し、適切な大きさ・解像度の画面、処理能力を備えていること。
 - － 日本国内で販売するための安全基準、技術基準に適合していること。
- ・ インタラクティブ・ホワイト・ボードについては、
 - － 児童又は教員が利用する際に、専用器具を使用しなくても操作が可能であること。
 - － デジタル教材等を表示するのに相応しい大きさと解像度を備えていること。
 - － 利活用状況の把握や評価のため、操作履歴等を収集することが可能であること。
 - － 実証に必要なアプリケーション、ソフトウェア、デジタル教材等が正常に動作すること。
 - － 日本国内で販売するための安全基準、技術基準に適合していること。
- ・ 無線LAN環境については、
 - － 校舎内外で無線LANを利用することが可能であること。
 - － アクセスポイントは、IEEE802.11b/g/n方式等の標準的な方式に対応し、各種設定状況を一元的に管理することが可能であること。
 - － 不正アクセス、情報漏洩、コンピューターウイルス等の様々な情報セキュリティ課題に関して、適切な対応策を講じていること。
 - － 本調査研究における4.2.2.1に示したようなICT利活用シーンにおいて無線LANの利用が集中した際に、円滑な通信の確保に配慮した容量とすること。

4.2 調査研究項目

4.2.1 協働教育に係るICT環境の構築に関する調査

各実証フィールドにおいて、協働教育に係る実証を行うためのICT環境を構築するに当たっては、それぞれの実証フィールドにおける既設のICTインフラ整備状況や利活用状況等により、構築に係る課題や構築手法も異なることが想定される。そこで、本

調査においては、各実証フィールドの特性や前提条件を踏まえ、ICT環境の構築に当たっての課題を抽出・分析するとともに、構築手法に関する分析を行うこと。

4.2.1.1 ICT環境の構築に際しての課題の抽出・分析

各実証フィールドにおいて、ICT環境を構築するに当たって、以下の課題を含む網羅的な課題の抽出・分析を行うこと。

① 学校におけるICT環境の構築に際しての課題の抽出・分析

【課題の例】

- ・ ICTインフラの整備状況に応じた導入の容易性。
- ・ 児童、教員のICTリテラシーに応じた導入教育の必要性及びその程度。
- ・ 校舎の形状（木造・鉄筋、広さ等）に応じたネットワーク環境の構築。
- ・ 既設のネットワーク環境の活用。
- ・ 電波の漏えい等周辺地域に配慮したネットワーク環境の構築。

② 学校と家庭間連携におけるICT環境の構築に際しての課題の抽出・分析

【課題の例】

- ・ 家庭のICT利用環境に応じた実現性。
- ・ 児童、教員、保護者のICTリテラシーに応じた導入教育の必要性及びその程度。

③ 協働教育プラットフォームの構築に際しての課題の抽出・分析

【課題の例】

- ・ 各自治体、教育委員会、学校等のセキュリティポリシーに配慮したネットワーク構築。
- ・ 学校のインフラ整備状況に応じた全国の学校における協働教育プラットフォームの利用可能性。

4.2.1.2 利活用に関する情報通信技術面等の課題の抽出・分析

構築したICT環境を利活用し協働教育の実証を行うに当たって、情報通信技術面等の以下の課題を含む網羅的な課題の抽出・分析を行うこと。

① 学校における情報通信技術面等の課題の抽出・分析

【課題の例】

- ・ 構築するネットワーク提供形態別（校内LANのみで完結する場合、地域イントラネットを利用する場合、県域を越えたネットワーク環境を利用する場合等）の通信レベル。
- ・ スムーズな授業運営を支援する仕組みや操作性（操作しやすい画面や入力方式）。
- ・ 利用者数や利用環境の変化に対する柔軟性。

② 学校、家庭間連携における情報通信技術面等の課題の抽出・分析

【課題の例】

- ・ 教員や保護者にとって過大な負担とならない操作性、学校教育と家庭教育の連続

性が確保されるインターフェース。

- ・ 不正アクセスや情報漏えい対策等十分な情報セキュリティ対策。

③ 協働教育プラットフォームにおける情報通信技術面等の課題の抽出・分析

【課題の例】

- ・ 情報セキュリティを考慮した接続方法や多数のアクセス制御。
- ・ 学校のインフラ整備状況に応じた情報システム、アプリケーションの提供技術。

4.2.1.3 導入・運用に係るコストや体制に関する課題の抽出・分析

各実証フィールドにおける校舎の形状、ネットワーク環境等の物理的条件や既設のICTインフラ整備状況等を踏まえ、協働教育に係るICT環境の構築・運用に係るコストや導入・運用体制についての以下の課題を含む網羅的な課題の抽出・分析を行うこと。

【課題の例】

- ・ 既設のICTインフラを活用した導入・運用負担やコストの低減。
- ・ 児童数の多寡、校舎の形状、既設のインフラ整備状況に応じた導入・運用。
- ・ 児童、教員、保護者が容易に利用するための運用支援体制。

4.2.2 ICTを利活用した協働教育の実証

各実証フィールドにおいて構築したICT環境を利活用し、授業において、児童がお互いに学び合い、教え合う協働教育を実践するとともに、各実証フィールドにおけるICT利活用事例を分析し、ICTを利活用した協働教育の有効性について実証を行う。

なお、実証を行う際には、各実証フィールドにおいて、原則すべての児童が実証に参加するように留意するとともに、国語、社会、算数及び理科を中心とした出来るだけ多くの教科等について、多様な教育用アプリケーションやデジタル教材等を利用して実証を行うこと。

また、各実証フィールドごとに、本実証に係る公開授業を行うこと。

4.2.2.1 ICT利活用方策の分析

ICTを利活用した協働教育の実践に当たり、以下のICT利活用シーンをすべて含む実証を行うとともに、請負者においても効果的・効率的なICT利活用方策を提案し、併せて実証を行う。

なお、利活用方策に係る分析については、以下のような評価方法を含め、請負者において評価指標等を提案し、利活用の効果を定性的・定量的な観点から検証するとともに、協働教育の有効性や普及に向けた要件等についての分析を行う。

- ① 児童・教員・保護者に対するアンケート・ヒアリングによる評価
- ② 各実証フィールドにおいて公開授業等を実施する際の地域・教育関係者等第三者からのアンケート・ヒアリングによる評価
- ③ システムログによる評価
- ④ 授業記録・学習活動記録による評価

【ICT利活用シーン】

- ・ 児童がタブレットPCを活用して、手書き入力による文章や図・絵等の作成やデジタル教材等の閲覧・編集等を行う。

- ・ タブレットPCや無線LANを活用して教員と児童が双方向でやりとりを行う。
- ・ 複数の児童がタブレットPCを活用したグループ学習や共同学習等によって作成した文章や図・絵等について、教員が簡易な操作でインタラクティブ・ホワイト・ボードに表示(複数の児童の文章や図・絵等を集約して表示する場合を含む。)する。
- ・ 教員はPCを通じて、課題に対する各児童のタブレットPC上の作業の進捗状況を把握し、必要に応じた学習支援を行う。
- ・ 協働教育プラットフォームを活用し、実証フィールド間において、デジタル教材等の共同利用や協働教育の実践に係る情報の共有等を行う。
- ・ 学校ポータルサイトや無線小型端末等を活用し、学校と家庭との間の情報共有、学校の授業と家庭学習の連動等、学校教育と家庭教育の連携を図る。

4.2.2.2 協働教育プラットフォームの分析

協働教育プラットフォームについては、以下の機能をすべて含む他、請負者においても効果的な協働教育プラットフォーム機能を提案し、実証を行うこと。

- ① 実証フィールド間における、デジタル教材等の共同利用や協働教育の実践に係る情報等の共有機能。
- ② ポータルサイト、メーリングリスト、スケジュール管理等の共有機能。
- ③ 児童・保護者からの意見や要望、授業評価アンケートの収集・集計を行う学校評価支援機能。
- ④ ICTサポート（ICT機器の操作支援や障害時の対応等ヘルプデスク機能、ウイルスパターンファイルの更新などセキュリティ対策等）提供機能。
- ⑤ 別に実施する「東日本地域におけるICTを利活用した協働教育の推進に関する調査研究」において運用される協働教育プラットフォームとの間における、児童の転校を想定した、児童の基礎情報等のデータ連携を実現するために必要なデータ伝送機能（協働教育プラットフォーム間において、一般的なファイル形式によるデータ送受に関しての実証を行うことを想定。）。

また、協働教育プラットフォームに係る分析については、請負者において評価方法、評価指標等を提案し、協働教育プラットフォームの有効性を定量的な観点も含めて検証するとともに、普及に向けた要件等についての分析を行う。なお、効果検証等に当たっては、各実証フィールドにおいて、教員・教育関係者等からの評価を踏まえた上で行うこと。

4.2.3 将来に向けたICT利活用推進方策の検討

上記の実証結果を踏まえ、将来に向けたICT利活用の推進方策やICT利活用によって実現される学校での学習や活動、学校と家庭との連携学習や活動等について検討を行う。なお、検討に当たっては、以下の点を踏まえるとともに、請負者においてもタブレットPCやインタラクティブ・ホワイト・ボード等のICT機器、無線LANやクラウド・コンピューティング技術を活用したネットワーク、教育用アプリケーションやデジタル教材、校務支援システム等の将来的な活用方策の他、今後普及が予測される新たなICT機器やデジタル教材等も踏まえた提案をし、検討を行うこと。

【ICT利活用方策の例】

- ・ タブレットPCの利活用（デジタル教材のオールインワン化、ネットワーク配信

等)。

- ・ インタラクティブ・ホワイト・ボードの利活用。
- ・ クラウド・コンピューティング技術を活用した協働教育プラットフォームの技術要件、構成、運用・管理形態や複数の協働教育プラットフォームの連携等。

4.3 調査研究結果の取りまとめ等

4.3.1 報告書の作成

本調査研究結果を報告書として取りまとめること。

4.3.2 ガイドライン（手引書）作成への参画

総務省は、本調査研究における調査結果と、別に実施する「東日本地域におけるICTを活用した協働教育の推進に関する調査研究」及び「教育分野における情報化の先進事例等の実態調査」の調査結果を踏まえ、ICTを活用した協働教育の普及に向けたガイドライン（手引書）を作成する。そのため、請負者は、総務省が設置する有識者による研究会における議論等を踏まえ、ガイドライン（手引書）作成に必要な実証の情報を提供し、「教育分野における情報化の先進事例等の実態調査」の請負者が行うガイドライン（手引書）の作成に参画すること。

4.3.3 映像資料の記録

各実証フィールドにおける実証について記録映像を、プライバシー・肖像権等への十分な配慮を行ったうえ、撮影し、別に実施する「教育分野における情報化の先進事例等の実態調査」の請負者に対し提出すること。なお、記録映像の撮影に当たっては、「教育分野における先進事例等の実態調査」の請負者と十分な調整を行い、提出媒体、映像ファイル形式等は、その指示に従うこと。また、提出された映像資料は全国への普及のために作成する記録映像資料に利用する予定であることに留意すること。

4.3.4 有識者研究会への参画等

総務省が設置する有識者による研究会に対し、実証の報告を行う等、研究会の議論に対し必要な参画を行うこと。

また、各実証フィールドにおいては、地域・教育関係者等により構成する協議会を設置し、各実証フィールドにおける実証の円滑かつ確実な実施に努めること。

なお、有識者研究会への参画及び協議会の運営等に当たっては、主管課の指示に従うこと。

5 納入

5.1 請負期間

契約締結日から平成23年3月31日（木）

5.2 納入期限

平成23年3月31日（木）

5.3 納入場所

主管課

5.4 納入成果物

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 調査研究報告書（無線とじ、くるみ表紙、100ページ程度） | 50部 |
| (2) 調査研究報告書（概要版） | 50部 |
| ※ いずれもCD-R等の媒体でも提出を行うこと。 | |
| (3) 実証システムに係る仕様及び詳細設計に関する資料 | 2部 |
| ※ 著作権が総務省に帰属しないものを除く。 | |

6 入札者に求める要件

6.1 要件の概要

- (1) 本請負業務に係る入札者に求める要件は、「6.2 要件の詳細」に示すとおり。
- (2) 入札者に求める要件には、必須要件とそれ以外の要件がある。
- (3) 「※」が付されている項目は必須要件であり、審査において当該項目を満たしていないと判断された場合は、不合格として落札決定の対象から除外される。
- (4) 入札者に求める要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、総合評価基準に基づくものとする。
- (5) 本請負業務の請負者は、別の実施する「東日本地域におけるICTを利活用した協働教育の推進に関する調査研究」及び「教育分野における情報化の先進事例等の実態調査」を請け負うことはできない。

6.2 要件の詳細

(1) 調査内容・手法

ア 調査内容の妥当性

- ※ 仕様書に記載された調査内容のすべてについて、提案されていること。
 - ・ 仕様書に示した内容を詳細化し、具体的に提案されていること。
 - 仕様書に示した内容に加えて、独自の提案がされ、かつ、妥当性があること。

イ 調査手法の妥当性

- ・ 調査項目・手法が適切かつ具体的に提案されていること。
- 仕様書に示した調査手法に加えて、独自の提案がされ、かつ、妥当性があること。

ウ 作業計画の妥当性

- ・ 提案されている作業計画の手順が具体的であり、かつ、日程に無理がなく実現

性があること。

(2) 調査能力

- ※ 教育分野におけるICT利活用に関連する調査実績又は知見を有すること。
 - ・ 類似調査の実績が豊富であり、かつ、広範な受注によるものであること。

(3) 実施体制・環境

ア 実施体制の妥当性

- ※ 調査内容に関する知識・経験を有する専門の体制、人員の確保がなされていること。
 - 調査研究の実施に必要な協力体制（実証校、教育委員会、地域等）が構築されていること。

イ 実施環境の妥当性

- ※ 実証が可能な環境が確保されていること。
 - ・ 必要な課題の抽出・分析を行うことができる実施環境であること。
 - 実証フィールドについて特定地域に偏りが生じていないこと。

7 検査

請負者は、主管課からの検査要求に対して、必要と認められるときは合理的な範囲で検査に応じること。

8 関係法令に定める規定の遵守

本仕様書に記載する設備等は、関係法令に定める規定を満足するものでなければならない。

9 その他

9.1 実施計画書

契約後、請負者は、別途「実施計画書」を主管課に提出すること。

9.2 届出

本調査研究の実施に当たり、官公庁へ届出、許可、承認等が必要な場合は、請負者の責任により、これを行うこと。

9.3 関係者との調整等

- (1) 本調査研究の実施に当たり、関係者（実証実施校、教育委員会、自治体等）との調整について、請負者の責任により、これを行うこと。また、児童の家庭への説明や問合せへの対応等についても、請負者の責任により行うこと。

- (2) 請負者は、関係者と協議の上、教員、保護者及び児童に対して、本調査研究で使用するICT機器の導入教育を行うこと。

9.4 知的財産権等

- (1) 請負者は、本契約に関して総務省が開示した情報及び契約履行課程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。ただし公知の情報及び請負者自らが本業務外で既に入手しているものと認められる情報を除く。なお、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管課に承認を得ること。
- (2) 本契約履行過程で生じた、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウ(営業秘密)は総務省に帰属し、総務省が独占的に使用するものとする。ただし、請負者は、本契約履行過程で生じた著作権又はノウハウ(営業秘密)を自ら使用又は第三者をして使用させる場合は、総務省と別に定める使用許諾契約を締結するものとする。なお、請負者は総務省に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。
- (3) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合は、総務省が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、請負者は当該契約等の内容について事前に主管課の承認を得ることとし、総務省は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら総務省の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、総務省は係る紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

9.5 疑義等

- (1) 本仕様書及び関連仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、主管課と協議の上決定すること。
- (2) 本調査研究の実施状況に関し、平成22年11月30日(火)までに中間報告をとりまとめるとともに、必要に応じて主管課に報告すること。
- (3) 本調査研究に必要な機器・物品は請負者において用意すること。